

國學院大學學術情報リポジトリ

寄場手業掛山田孫左衛門：
創設期人足寄場とその後についての管見

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001112

寄場手業掛山田孫左衛門

——創設期人足寄場とその後についての管見——

高 塩 博

はじめに

- 一 山田孫左衛門の任期と世評
- 二 「宝暦現来集」と山田孫左衛門
- 三 「宝暦現来集」の寄場記事
- 四 寄場役人と手業
- 五 紙漉と手業掛山田孫左衛門
- 六 「褒美銭」と「煙草銭」
- 七 寄場逃走者に対する措置

むすび

はじめに

創設期の人足寄場において、手業掛を勤めた者に山田孫左衛門という人物がいた。手業掛とは、技能を要する作業を人足に教習する役目をもった寄場役人である。寄場下役十八人のうちから選ばれた。この小稿は、手業掛山田孫左衛門が書き残した寄場記事を紹介して長谷川平蔵の運営した創設期寄場の一端を明らかにし、そうした創設期の実際がその後どのように変遷しあるいは継続したかを探ろうとするものである。⁽¹⁾長谷川平蔵が寄場取扱として加

役方人足寄場を運営したのは、創設日の寛政二年（一七九〇）二月十九日から解任された同四年六月四日までの二年四箇月ほどである。

一 山田孫左衛門の任期と世評

後述するように、寄場取扱長谷川平蔵のもとには部下として寄場元締役三人、寄場下役十八人が配属されていた。寄場下役は、寄場発足当初はこの役を「見張番人」と称している。寛政二年四月九日、老中松平定信は小普請組より佐藤吉蔵以下の十八人を見張番人に任命し、このことを長谷川平蔵に通達した。⁽²⁾この通達に接した長谷川平蔵は、一日六人勤務の三組体制を敷くこと、勤務に際しては十手を携行することなどを定信に伺っている。⁽³⁾「寄場下役」という役職は寛政二年中に置かれた。見張番人十八人のうちの一人である口田平吉が、同年十二月八日にこの役に任命されているのである。⁽⁴⁾この段階で「見張番人」から「寄場下役」に職名が変わったのであろう。⁽⁵⁾

小普請組の山田孫左衛門は、寛政三年九月十五日に「加役方人足寄場下役」に任命された。小普請組から同時に寄場下役に任じられたものに浅川三次郎、大竹金右衛門、駒野喜十郎の三人、藤田次助は黒鍬之者から寄場下役に転じた。またこの時、「加役方人足寄場元締役」として浜御殿吟味役の直井甚十郎が任命されている。⁽⁶⁾

山田孫左衛門はしかし、寄場下役を一年間勤務しただけで、翌四年九月四日、新設された幕府医学教育機関の医学館へ「俗事取扱」として転出してしまった。松平定信が目付の中川勘三郎、間宮諸左衛門に申し渡した文面に、「山田孫右衛門義、御目付支配無役世話役増人ニ申渡、場所并之通、御足高御足扶持被下候間、其段可申渡旨、寄場奉行え申渡候間、直ニ医学館え出役被申渡云々」と見えている。⁽⁷⁾又、後述する「宝暦現来集」（巻之四医学館開発

之事）においても、山田孫左衛門が医学館の開設と同時にその俗事取扱に就任したことが左のように見えている。⁽⁸⁾

○医学館、寛政四子年九月六日より公儀之御役所と成けり、（中略）寛政四未年マツナフより公儀御物入にて御役所となる、永寿院仕来之通り、町方不如意之者へは不絶百人宛御施薬被下ける、此御役所掛り若年寄堀田摂津守殿、御目付中川勘三郎・間宮諸左衛門、御徒目付杉崎惣兵衛・山本庄左衛門、俗事取扱之方へ山田孫左衛門・山上藤兵衛、此外御小人目付兩人新規に被仰付、（中略）俗事取扱役は兩人共役所詰にて、御長屋渡り孫左衛門・藤兵衛兩人共定詰め相勤ける、

わずか一年間の寄場勤めではあったが、孫左衛門に対する世評が水野為永の「よしの冊子」に左のように伝えられている。⁽⁹⁾

一 人足寄場掛り山田孫左衛門ハ、長谷川平蔵至て気ニ入ものゝ由。孫左衛門一躰はまり、氣根宜く人足共を能あいしらひ、何レも服し居候よし。紙漉、蠟燭杯も自分ニて拵へ、入用も是程掛り候へば出来候と申事を、委しく教候て段々相仕立、町家へ売ニ参候へば、跡より附参り、様子見候杯甚細かに心付候由。四五日程ツ、寄場ニ罷有、宿へハ四五日に一遍程ツ、一寸帰り、直ニ島へ参候由。殊外励敷勤ニ御ざ候よしのさた。

「よしの冊子」は、股肱の臣水野為永が幕臣に関する評判やうわさ話、あるいは江戸市中における様々な世評などを書きとめ、松平定信に日々報告した書である。定信は、この報告を施政上の参考にしたのである。今日に伝存する「よしの冊子」は、桑名藩士駒井乗邨（号鶯宿）が転写した抄出本であり、右の記事は寛政四年三月二十二日から同年四月八日にかけての間の記事である。その記事によると、孫左衛門は寄場勤務に精勤し、紙漉や蠟燭作りの手業を人足どもに根気よく教習し、人足たちも孫左衛門の教えにおとなしく従っており、寄場の責任者長谷川平蔵

の請けも際だって良いというのである。孫左衛門の勤務ぶりは寄場に四五日滞在したのち、自宅には少しだけ帰り、⁽⁹⁾ としても四五日勤務しているという。長谷川平蔵が定信に伺った勤務の仕方とは違って、きわめて勤勉である。

二 「宝暦現来集」と山田孫左衛門

人足寄場創設期の様子を伝える記事は、「宝暦現来集」という見聞雑録に掲載されているのだが、その記事を紹介する前に、著者について少しばかり考察を加えておきたい。「宝暦現来集」は二十一卷二十一冊から成り、国立国会図書館に写本が所蔵されている。⁽¹⁰⁾ 本書は大正二年（一九一三）、『近世風俗見聞集』第三（国書刊行会）に翻刻されたのではやくから知られており、昭和五十七年（一九八二）に至り、『続日本随筆大成』の別巻として近世風俗見聞集六・七に再び収録されたから（吉川弘文館）、今日これらの叢書をつうじて本書を見ることができ。左に序文を抄出しよう。

宝暦十庚辰年二月予産れて、天保二辛卯年迄七十二年の間、世のさまの流行変化恒河沙なれば、中々木生毫にも染がたく、唯礫のうちの黑白現全なるを集め、老の閑居の退屈を除がれんが為（中略）唯かたくなの言葉を以て綴り集めて、賢者知者の覗くを不_レ許、^(つゝ、太) 太田先生の集めにもとづき、珍事実事の蔵花を探り、吉凶の実秘を^{あつ} ため、宝暦現来集と題し、予が懷宝の^{たのし} 妾みとしけり、（中略）于時天保二卯の歳旦

東都駒込 山田桂翁

遊名陀仏述

「宝暦現来集」の記事は、宝暦十三年（一七六三）に始まり、天保二年（一八三一）にいたる。この間に見聞した「世のさまの流行」「珍事実事」を書き綴ったもので、著者が七十二歳の天保二年に稿成ったものである。著者は江戸駒込の住人で、遊び名を陀仏と称する山田桂翁という人物である。大田南畝の「一話一言」を念頭に置きつつ本書を編述している。この著者について『近世風俗見聞集』の緒言は、「桂翁は幕士にして、陀仏と号し、天保二年七十二歳にして此書を著はし、由序文に見ゆるの外、其伝記未だ詳ならず」と記す。『続日本随筆大成』の解題（小出昌洋氏執筆）もまた、「その天保二年の自序によって、陀仏と号し、駒込に住んでいた幕士という外に、知るところがない」と記すばかりで『近世風俗見聞集』の記述を一步も出ない。同様に『国史大辞典』の「宝暦現来集」の項も、「編者は駒込の住人である御家人と思われるが、詳細は明らかでない」と解説するのみである（第一二巻六五七頁、吉原健一郎氏執筆、平成三年、吉川弘文館）。

しかし、『日本古典文学大辞典』の「宝暦現来集」の項は、著者について一步踏み込んだ解説を施している。すなわち、「山田桂翁の伝記は未詳であるが、本書中の記述によると、陀仏とも号したこと、江戸駒込に住んでいたこと、人足寄場また医学館に勤めたことが推定できる。蔵米百俵を売ったとある故、御家人であろう」というものである（第五巻四四二頁、朝倉治彦氏執筆、昭和五十九年、岩波書店）。『国書人名辞典』はこの記述をうけて、「江戸駒込に住む御家人か。人足寄場、また幕府の医学館に勤めていたと推定される」と記す（第四巻六三〇頁、平成一〇年、岩波書店）。

以上が、山田桂翁の伝について管見に触れたすべてであるが、山田孫左衛門の経歴は朝倉氏の推定された人物に一致する。「宝暦現来集」の著者山田桂翁と山田孫左衛門とは、同一人物とみなしてよいであろう。⁽¹⁾

三 「宝曆現来集」の寄場記事

人足寄場創設期の様子を伝えるのは、「宝曆現来集」巻之四の「佃島人足寄場之事」という記事である。⁽¹²⁾ 理解を助けるため、段落をもうけて左に掲げる。なお、『近世風俗見聞集』『続日本随筆大成』はともに読者の弁を考慮し、仮名を平仮名に統一し、濁点も施している。左の記事に限っていえば、読み違いも幾分か見られるので、あらためて国会図書館所蔵の原本に依拠し、できるだけ原文に忠実に翻刻した（前掲の「医学館開発之事」もまた原本に依拠した）。

寛政二戌年三月八日、松平越中守殿、人足寄場発端之儀、被仰渡候御書取、

（以下は「寄場人足共へ申渡書」「寄場御仕置書」…省略）

- ① 一、予此場所相勤候人足寄場と申ハ、加役方長谷川平蔵殿始られし事也、是ハ罪人之内からき御仕置、又は敦^{マ、態}き追払などの咎人、引取人の無之者ハ、又元の無宿と成候類を此寄場え遣也、其時被仰渡ハ、何誰殿被仰渡寄場人足島え被遣候との被申渡なり、
- ② 是ハ鉄砲洲向佃島続キ、此内え役所を修理、元^{マ、地}メ役三人、役上下ニて小普請世話役之格高五十俵三人扶持、又下役拾八人被仰付、高式拾俵式人扶持也、
- ③ 扱又咎人ハ部屋六カ所、忒番部屋より六番部屋迄、罪之軽重ニて部屋ヲ分置也、其内老人病人等ハ一部屋ニ入置事なり、部屋出入ハ下役之内鍵番有候て、入口へ錠を卸置、何も出勤之者四ケ時交代す、
- ④ 又此人足之内さまく職人等も有之故、其職を吟味致シ、手業有之者ハ、其職の道具ヲ渡シ細工為致、品宜

敷出来候得は、夫々に問屋共ヲ差紙ヲ以呼出し、好ミに応し差遣ス、其咎人ハ為褒美錢十四文ヲ高と致シ、毎日煙草錢と名附差遣ス、持前手業三ヶ年の間出精致候ものへハ、人足島差免し、其業道具并元手として七貫文（ツヅ）至乃五貫文差遣すなり、又島にて細工致候品ハ、何品ニ依らず買遣シ、細工為致候て（以下脱字か？）

⑤ 寄場を逃去候者ハ見当次第召捕、死罪申付る、此罪を申渡時ハ切縄ヲ掛、寄場人足共え為見候て牢内え差遣、死罪となる、

⑥ 扱又此職あるを選ミ、預候役ヲ手業掛りと申て、二人被仰付候て、何も日勤にて一人ハ和田郡平、一人ハ山田孫左衛門、何も七八十人位宛預り、細工小屋も二ヶ所にてさまぐの職人故面白役なり、乍去悪党ともを七八十人も手附置故、心支之役也、

⑦ 寛政四子年春迄、開発^ル平蔵殿之掛なるか、御役上り、夫^ル寄場奉行と申役名にて下奉行格ニ御徒目付村田鉄太郎被仰付、程なく御大工頭格にて貳百俵貳拾人扶持、永代定高に御定メなり、

⑧ 又寛政三年、隣島石川八左右衛門島と申せしが、此地所も寄場添地となり、今町方真木炭等之置場是なり、この記事は、本稿が初めて紹介する訳ではない。『東京市史稿』の救済篇第貳（大正九年、東京市役所編纂発行）

が、人足寄場開設記事の一つとして①以下を掲出しており（二九一―一九三頁）、また辻敬助氏の『日本近世行刑史稿』がこれを転載して収録している（上、八二二―八二三頁、昭和十八年、刑務協会編刊）。その後、丸山忠綱氏は人足寄場全般を網羅的に考察された論考「加役方人足寄場について」において段落③⑧を、瀧川政次郎氏はその著『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』において段落⑦を利用しておられる。¹³⁾『日本近世行刑史稿』収載の記事を参照したものと思われる。「宝暦現来集」所載の「佃島人足寄場之事」が寄場研究に参照されたのは、以上に尽きるのではないかと思われる。

「佃島人足寄場之事」は、寄場下役として人足寄場に勤務した山田孫左衛門の記した記事であり、人足寄場の創設期を知るうえで信憑性の高いものである。すでに知られた史料ではあるが、あえて紹介する所以である。

四 寄場役人と手業

「佃島人足寄場之事」によると、創設期における寄場役人は元締役三人と下役十八人とで構成されていた。いうまでもなく、その上司は寄場取扱の長谷川平蔵である。元締役は小普請世話役の格で五十俵三人扶持、下役は二十俵二人扶持である(段落①)。下役の場合はこのほかに手当金が年に三両支給され、これに加えて勤務日一日につき一匁の雑用銀が支給され、その役人席次は「御駕籠之者之次、表御台所之上」とされた。⁽¹⁵⁾ 瀧川氏によると、元締役が初めて設けられたのは、寛政二年十月のことであるという。⁽¹⁶⁾

寄場発足の当初、下役は見張番人という名であったこと、見張番人の一人口田平吉が寛政二年十二月に下役に任命されたことは既に述べたところである。寄場役人はその後、元締役は三人のままで下役は二十九人に増えている。その折の下役二十九人の業務分担として、手業掛三人、見張鍵役三人、畑掛一人、油絞方八人、春場掛三人、蠣殻灰製造掛一人、新見張番所掛二人、門詰八人があったという。⁽¹⁷⁾ 「佃島人足寄場之事」には、「部屋出入ハ下役之内鍵番有候て、入口へ錠を卸置、何も出勤之者四ケ時交代す」と見えているように(段落③)、「見張鍵役」というべき役は創設当初から設けられていたのである。なお、下役中に「油絞方八人」が見えるので、二十九人体制は油絞作業を採用した天保十二年(一八四二)以降のことであろう。さらにその後の天保十四年の時点では元締役が六人に増え、下役は右の業務分担に役所詰三人が加わって三十二人となっている。⁽¹⁸⁾

手業掛は創設当初から存し、その人員が二人であったことが、「佃島人足寄場之事」の記事によって判明する（段落⑥）。和田郡平と山田孫左衛門の兩人が手業掛を勤めていたのである。「宝暦現来集」の序文によると、山田孫左衛門は宝暦十年（二七六〇）に生まれているから、寄場下役に任命された寛政三年（二七九一）は三十二歳という年齢である。和田郡平と孫左衛門は各人七八十人ほどの人足を担当したというから、当時の収容者数の半数前後が手業に従事していたと見られる。¹⁹⁾ 長谷川平蔵が寄場取扱として人足寄場を切り盛りしていた創設期においても、多様な作業が採用されていた。寛政二年五月には竹笠細工、拵屋、百姓、箆、畳さし、仕立屋、経師屋、きせる張などの作業に従事する人足がいた。²⁰⁾ 大田南畝の「一話一言」に掲載された「加役人足寄場絵図」にも各種の作業が記されている。²¹⁾ それによると、人足のほかに炭団、蛤粉、米つき、左官、大工、髪結い、たばこ、銭ザシ、ヤリ、百姓、縄細工、草履、元結、紙漉、かぢや、かご屋、やねや、竹笠、ほり物などの作業名が見えている。また、杉田玄白の日記である「鵜斎日記」は寛政二年五月六日条において、紙すき、ちんこ切、元結こき、鍛冶屋、大工、家葺、たがかけという七種の寄場作業を書き留めている。²²⁾ その他、寛政九年に稿成った「親子草」という書は、「無宿島之事」という項を設けて寄場創設期の様子を、

寛政二戌年、火附盜賊改加役長谷川平蔵殿掛にて、世上に徘徊いたし候無宿、或は居候など召捕、佃島の脇に一ツの洲有之候を、無宿共へ被仰付、戌年五月、一島成就いたし候、役所并長屋等出来、無宿共には、夫々の職業被仰付、或は紙漉、屋根や、たどんこしらひ、大工、豆腐屋、其外種々の職々有之候、一向に不職の者には縄をなはせ、おの／＼出精に於ては、元手に取付、実意に相成候者は、御仁恵を以、其家業の道具を被下、出生の所え店を為持、真人間となし被下、御丹誠の難有事言計なし、依て、此節世上に、菰かぶり、無宿者一人も無之に付、火事沙汰も薄く罷成候、

と書き伝えている。⁽²³⁾ ここには寄場作業として、紙漉、屋根や、たどんこしらひ、大工、豆腐屋が記されている。豆腐屋はこの記事にのみ登場する。これらのほか、蠟燭作りを孫左衛門が教習したことが、前掲の世評にみえてゐる。

以上に見られる作業のうち、一通りの技術を必要とする手業は、箆、畳さし、仕立屋、経師屋、左官、大工、髪結い、紙漉、鍛冶屋、かご屋、屋根屋、たがや、竹笠、ほり物、豆腐屋、蠟燭作りなどであろう。山田孫左衛門が「さま／＼の職人故面白役なり」といつているのも理解できる。「さま／＼の職人」の仕事場は、二ヶ所細工小屋であった(段落⑥)。単純作業も含め、人足寄場は多種類の作業を用意した。この点が人足寄場の特長のひとつである。

五 紙漉と手業掛山田孫左衛門

各種の作業のなかでも紙漉は——前掲のすべての記事に出ているように——よく知られていたようである。紙漉とはいっても、反古を漉き返して再生紙をつくる仕事である。勘定奉行所の書類が竹橋の蔵に堆積しており、その中から反古を選び出して寄場に運び、これを漉き返すのである。このことに関して、「寄場起立」の五月七日程に記事が見える。⁽²⁴⁾ この記事は、勘定奉行の連名(柳生主膳正久通・久世丹後守広民・久保田佐渡守政邦)をもって長谷川平蔵に宛てた文書である。柳生主膳正を通じてもたらされた文書の前半は、

竹橋御蔵内御勘定御預りの御用書物、此度取調候処、不用書物虫喰ニ候反古夥数有之候ニ付、其段越中守殿え申上候処、右反古之儀貴様御懸り人足共之内、漉方心得候者え申付為漉直候ハ、人足共助成ニも可相成間、

其段貴様え可及御掛合候旨被仰渡候間、右之趣御取調被仰聞候様存候。

というものである。つまり、勘定奉行は竹橋御蔵から大量に出る反古について松平定信に相談したところ、寄場の漉き返しを提案されたのである。後段は反古の渡し方とその代金の支払い方法について照会したものである。この照会に接した平蔵は次のように返答している。すなわち、反古は雉子橋外揚場より船積みで引き取ること、反古の価格に関しては「つふし紙沓貫目ニ付、錢五六百文ニ候。紙ニより候事故直段難定候」というものである。

この件につき、「よしの冊子」にも次の記事が見える。⁽²⁵⁾

一 御勘定調方懸り、竹橋御蔵にて日々相詰、古帳面しらべ候由。右御不用之分長谷川平蔵へ相渡、佃島の人足ニ漉せ可申旨柳生取計候よし。右御帳面類は至て大切の御書物も品々御坐候付、横堅細かにさき候て紙漉候ものへ相渡し申度、調方にて申合候へ共、此度長谷川へ渡し候ニ付ては、餘り細かに裂候てハ先方にて取扱ニ困り候ニ付、其儘渡すがよい杯と評義^(マヤ)も御ざ候て、丁寧ニ裂候様子杯ニは有之間敷由。尤未ダ長谷川へハ渡り不申候へ共、柳生申立候付、大方そふ成か知らぬが、どふぞ大切の御書付散ぬ様ニしたいと申合よし。

この記事は、寛政二年五月一日から同年六月十六日にかけてのものである。この頃、勘定奉行柳生久通の提案により、竹橋御蔵の古帳面のうち不用のものを長谷川平蔵にわたして寄場で漉き返すという計画が持ち上がったのである。つまり、柳生久通はこの提案を松平定信に持ちかけ、定信はそれを了承したというのが実情であろう。勘定奉行所では前年四月から「御帳しらべ」が日々行われていたのであり、⁽²⁶⁾反古の分量もずいぶん溜まっていたのだらう。この計画はまもなく実施に移されたくしく、「よしの冊子」の同年十月二十二日から十一月三日にかけての記事に、次のように見えている。⁽²⁷⁾

一 長谷川平藏無宿島にハ此節至極困候由。中々無宿共手ニ乗不申候。初め見込之通ニハ参不申候由。是ハ知た事だ。上でもアレニ御のり被成たハちと御鹿相だろふときた仕候由。土を運せ候ても、おれらハ公儀の御人足だと百姓共をいじめ候由。紙を漉せ候ても思ふ様ニ出来不申、内々江戸町素人をたのミ遣候て漉せ候よし。

この記事によると、手業として紙漉を採用した当初、ことは順調に運ばなかったらしい。紙漉のみならず、仕事を厭う人足を作業に就かせることがはなはだ難しかった状況が世評となっている。竹橋の蔵に反古を取りに行った人足についてもそのような様子が見られたようである。「よしの冊子」は右の記事に続けて次のように伝えている。⁽²⁸⁾

一 寄場人足竹ばし内明地御蔵へ参り、御勘定しらべ候反古を切割候て寄場へもち運び候よし。同心寺人宰領参候由。反古をきり候節そばにて承り候へば、色々小言を申、どんな事をしても高々首が落る計だ。首の落るをこハがつてハならぬ、など、大言に申、傍若無人ニ御ざ候よし。成程あれでハ長谷川も手にあまるであらう。ア、いふものだらふと申候よしのさた。宰領ニ参候同心も、大ニこまり候よし。

「土を運せ候ても、おれらハ公儀の御人足だと百姓共をいじめ候由」とか「どんな事をしても高々首が落る計だ。首の落るをこハがつてハならぬ」など、人足の荒くれぶりが語られており、創設当初の寄場運営の困難さが伝わってくる。紙漉作業も寄場人足では手に負えず、江戸の町人に頼んで漉している状況だという。

しかし、山田孫左衛門に対する前掲の世評によると、人足たちは孫左衛門の指導に従順であり、紙漉や蠟燭作りなどの手業につき従っているというのである。孫左衛門の世評は、紙漉の採用からおよそ一年半後の寛政四年三四月のころの話である。また、孫左衛門の寄場下役就任から見ると約半年後のことである。孫左衛門自身が「悪党とをも七八十人も手附置故、心支之役也」と述べるように（段落⑥）、人足共に接するのは気苦労が多かったのだ

るが、半年間の教習を通じて人足をなんとか手なづけ、人足共も紙漉技術をようやく覚えたのであろう。こうして拵えた寄場の紙は、人足みずからが江戸市中に出かけてこれを販売することがあり、孫左衛門はあとからついていて様子を見たという。

寄場の紙漉については幕臣森山孝盛もまた、その著「蟹の焼藻の記」に左のように書き留めている。⁽³⁰⁾

（人足）共は仕業には米をつくもあり、大工もあり、小細工をするも紙をすくもあり、紙は漉返しにて、島紙とて是も世上に云ならはしたりしかど、名の正しからざるをきらひて、多くは江戸にては不用けり、本多霜台などは、反古をあつめて、島へ遣してすかせられけり。

寄場で漉く紙は、「島紙」と言われて世間に知られていたが、江戸の人々には好まれなかったようである。この記事は、漉き返しに用いる反古の供給が勘定奉行所だけでなく、本多霜台からも提供されていたことを伝える。本多霜台とは、陸奥国泉藩主で老中格の本多弾正少弼忠壽のことである。本多忠壽は人足寄場のよき理解者であり、協力者であった。反古の提供ばかりでなく、自藩邸の修復工事に寄場人足を用いている。⁽³¹⁾

寄場における紙漉作業は、その後しばらくは継続している。寛政十二年八月九日、元寄場人足の無宿新蔵は、「手鎖申付、如元人足寄場え差遣」という判決を受けた。新蔵は、寄場渡船の船頭をしている最中に逃走し、それを後悔して自首したのである。新蔵は船頭に採用される以前の同年六月までは紙漉手伝いをしていたというから、⁽³²⁾この頃も寄場では紙漉の手業が実施されていたのである。

同年の一月二十一日、勘定奉行所の支配勘定大田直次郎（号南畝）は御勘定所諸帳面取調御用を命じられ、翌日より竹橋の蔵で書類の整理にあたった。⁽³³⁾南畝は古帳簿の整理にうんざりして、「五月雨の日もたけ橋の反古しらべ今日もふる帳あすもふる帳」という狂歌を詠んだというが、勘定奉行所はこの時期も人足寄場に反古を供給してい

たのである。⁽³⁴⁾ 手業掛山田孫左衛門は、わずか一年間の任務ではあったが、紙漉の手業を軌道に乗せた功績者といふべきであろうか。⁽³⁵⁾

六 「褒美錢」と「煙草錢」

「佃島人足寄場之事」の記事については、段落④にも注意を払うべきであろう。ここには以下の事が記されている。寄場の作業製品のうち、市販に堪えうる出来栄のものについては、問屋を寄場に呼び出して買い取らせたこと。また、寄場作業に対しては若干の対価を支給し、これを「褒美錢」と称したこと。その「褒美錢」のうちから十四文を限度として毎日与える錢を「煙草錢」と称したこと。三年間、手業に精を出したならば、生業に必要な道具とともに元手として錢五貫文ないしは七貫文をあたえて出場させたことなどである。

収容期間を三年間とするのは、この期間をもつて溜錢が五貫文ないしは七貫文に達する目安としていたのだと思われる。⁽³⁶⁾ 人足を寄場に収容する際には「寄場人足共へ申渡書」というのを言つて聞かせたが、ここに「公儀よりも職業道具被下候敷、又ハ其始末ニより相応之御手当可有之候」と明言して、釈放にさいしては生業に必要な道具あるいは就業の元手を支給すると宣言している。また、「百姓素生之者ハ相応之地所を被下、江戸出生之者ハ出生之場所え店をもたせ、家業可為致候」とも言っている。⁽³⁷⁾ 家業を営むための店を持たせるのは、「親兄弟ハ不申及、諸親類等も無之もの」を対象とした。⁽³⁸⁾ 寛政二年中、店を持たせたものに、鉄八という人物のいたことが確認できる。⁽³⁹⁾

長谷川平蔵が寄場取扱を退任した後の寛政四年十二月、初代寄場奉行の村田鉄太郎は、寄場担当の目付間宮諸左衛門の立ち会いのもと、収容者全員を寄場役所に勢揃いさせて次のように申し渡した。すなわち、(1)日々の作業に

において拵えた製品は売却し、必要経費を差し引いた儲けをすべて支給すること。(2)支給額の何割かを強制的に役所が預かって貯蓄させ、その「溜銭」が十貫文に達したときはたとえ引取人が見つからなくとも釈放すること。また、稼ぎの少ない作業をする人足については溜銭が三貫文に達すれば、やはり引取人の有無にかかわらず釈放すること。(3)平生、作業に精を出して改善の著しい人足については、溜銭が所定の額に達しなくとも不足額を役所が補充して釈放することなどである。⁽⁴⁰⁾寄場奉行のこの申渡は、平蔵時代の処遇法を継承することを収容者にあらためて宣言したことにほかならない。溜銭つまり褒賞銭の積み立て額について、山田孫左衛門はこれを五貫文ないし七貫文と記すのに対し、奉行の申渡が三貫文または十貫文とする違いはみられるが、作業が有償であること、強制積立をすること、積み立てが所定の金額に達したときに釈放するという処遇法の基本についてはなんら変わりがない。

「褒美銭」「煙草銭」という呼び方は、その後もそのまま用い続けられた。天保十五年（一八四四）六月、町奉行所の定廻が人足寄場の実態を調査した報告書「寄場人足之儀ニ付風聞承探申上候書付」に、左のような記事が存す。⁽⁴¹⁾

多葉粉銭と唱、月々人足共え銭遣候義、油製方は働之次第ニて廿文、三拾式文位之割合ヲ以、一ヶ月兩度宛も相渡、赦免之節褒美銭と名付、煙草銭貰受候四分一程も働ニ寄相渡候由、油製方之外職業之人足ともは、多葉粉銭十日目毎ニ相渡、貳百文以上は半分、同以下は三分一役所え取上ケ置、赦免相成候節遣候由、

天保年間のころの「多葉粉銭」は、油絞りの人足に対しては月に二度、他の作業に就く人足に対しては月に三度の支給であった。また釈放の際の「褒美銭」は、油絞りの人足にはそれまでに支給した「煙草銭」総額の四分の一ほどを、他の人足には「煙草銭」の三分の一を天引きして蓄えた額を支給した。作業有償制にもとづく強制積立と元手の制は、幕府人足寄場の根幹をなす処遇法であり、それが平蔵時代の創設期から開始され、天保年間に至るまで

連綿として実施されているのである。

幕府人足寄場は明治時代に入り、同三年（一八七〇）二月に「徒場」と改称し、徒刑という刑罰の執行場へと変容を遂げた。しかしながら、「徒場」における処遇法は人足寄場のそれをおおく引き継いでおり、いうまでもなく作業有償制とそれに基づく強制積立と元手の制もまたこれを備えている。徒刑という刑罰についてもその労役に対して賃金を与えているのであり、明治四年二月の「徒場規則」に強制積立と元手の制について左のように定めている。⁽⁴²⁾

一 徒人働賃錢之儀ハ毎月兩度ニ取調、半高預り置、年限済引渡ニ相成候節、御入用金ヨリ支払候事、

但、製油及ヒ諸製作商法ニ係り候分ハ、夫々元金ヨリ仕払候事、

このように、人足寄場の創設期以来の方式が明治初年の刑罰制度に引き継がれていることに注意すべきであろう。

七 寄場逃走者に対する措置

寄場逃走の人足の措置につき、「佃島人足寄場之事」は「寄場を逃去候者ハ見当次第召捕、死罪申付る、此罪を申渡時ハ切縄ヲ掛、寄場人足共え為見候て牢内え差遣、死罪となる」と記す（段落⑤）。⁽⁴³⁾ 寄場開設の寛政二年中に六人の逃走者があり、そのうち四人が死罪に処されている。逃走者に死罪をもつて臨むのは、「寄場御仕置書」第三条に、「一寄場逃去候もの、同断（死罪）」と定める規定にもとづく。⁽⁴⁴⁾ 「寄場御仕置書」は寄場創設時に制定した六箇条の仕置書である。また寛政四年十一月の「寄場御仕置之事」においても、第一条に「一寄場地所より逃去

候もの、死罪、但、逃去候節之始末ニ不相構、死罪申付候」、第二条に「一寄場使先より逃去候もの、死罪」と定めており、この両条は「附」として死罪に処すにあたつての手續きを、「人足寄場え呼出、科之始末申渡、外人足共ニ為見置、切縄を懸ケ、牢屋敷え差遣ス」と記している。⁽⁴⁵⁾「寄場御仕置之事」は、寄場取扱を退任した長谷川平蔵が松平定信に提出した報告書であり、違反者に対する措置等を二十六箇条にわたつて列挙したものである。平蔵は実際、四人の逃走人足に対し、右の手續きにしがたつて死罪を申し渡している。山田孫左衛門の右の記事は、創設期の寄場の様子を誤りなく伝えているといえよう。

寄場逃走者に対する処罰は、その後つぎのように変遷している。寛政九年（一七九七）閏七月七日制定の「人足寄場御仕置書」は、寄場の囲いを破つて逃走した場合を従前同様に死罪、片や構外作業先からの逃走についてはこれを重敲と改めた。⁽⁴⁶⁾処罰を死罪から重敲へと大幅に減輕した理由は、

元御仁恵之趣を以御取立有之候場所にて、是迄之定にては、惡もの共ハ格別、中ニは無罪にて無宿一ト通り之もの等、一旦之心得違ニて寄場より之使先杯より逃去候迎、直ニ死刑ニ被行候は、却て御仁恵之处薄く相成可申哉、

という考え方に基づくものである。この文言は、時の南北町奉行（村上肥後守義礼、小田切土佐守直年）が連名で老中に提出した書面に見えるものである。⁽⁴⁷⁾それ故、翌寛政十年二月制定の「寄場人足共へ申渡条目」においては、「一寄場逃去候もの、始末ニ寄死罪」と定めるのである。⁽⁴⁸⁾

つづいて寛政十二年四月二十四日制定の「寄場御仕置書」は、寄場内からの逃走についても死罪に処さないこととした。すなわちその第一条は「一囲を破り、又ハ乗越逃去候ハ、遠島、但、後悔致し立帰候ハ、重敲」、第二条は「一構外え出罷在、逃去、又ハ使先より逃去候もの、初度重敲、二度目入墨重敲、但、後悔致し立帰候

ハ、三十日手鎖」第三条は「一右同断三度ニ及び候ハ、遠島、但、後悔致し立帰候ハ、重敲」というものである。⁽⁴⁹⁾寛政十二年の「御仕置書」にいたり、寄場逃走者の処罰が格段に軽くなったわけである。また、自首規定を但書にて設けたのも特徴である。⁽⁵⁰⁾その結果、文化二年（一八〇五）六月制定の「寄場人足共申渡条目」においては、寄場逃走の違反に対しては「急度御仕置」を申し付けると言い渡すことに変更したのである。⁽⁵¹⁾寛政十二年以降、「御仕置書」が改正された様子は見られないが、この点については猶後考に俟ちたい。ともかくも、寄場逃走者に対する処罰は、平蔵時代は死罪という厳罰をもつて臨み、その退任の後は寛政末年までに順次軽くなったのである。逃げ出す機会を見つけやすい構外作業からの逃走を重敲とし、とりわけ軽くしたのである。⁽⁵²⁾

むすび

山田孫左衛門が書き記した「佃島人足寄場之事」には、注目すべき記事がまだ残されている。たとえば段落③によると、人足部屋は沓番部屋から六番部屋までがあつて、「罪之軽重」による分類収容を実施しているという。しかし、人足の分別収容については、他に徴すべき史料を見出せないのので、注目すべき記事であることを指摘するに留める。ともかく、「佃島人足寄場之事」は寄場下役として手業掛をつとめた人物が書き留めた記録であり、創設期の寄場を知る上に貴重な史料であることが諒解いただけたことと思う。

老中松平定信は、人足寄場という施設を創設するにあたり、徳川吉宗時代の新規溜案や安永九年（二七八〇）十月に深川茂森町に設けた無宿養育所など、先行する幕府の無宿対策を念頭に置いたことは勿論のことと思われる。しかしながら、もつとも多くの示唆を得たのは、外様大名細川氏の熊本藩の刑罰制度であろう。⁽⁵³⁾寄場創設より三十

五年を溯る宝暦五年（一七五五）四月、熊本藩は徒刑という刑罰を実施した。この刑罰は犯罪人を施設に拘禁して収容中は強制労働を科すのである。収容期間は罪状により一年、一年半、二年、二年半、三年の五等級があり、強制労働にはいくらかの賃金を払い、そのうちのながしかを天引きして蓄えさせ、釈放の際に就業資金として渡すのである。つまり、作業有償制、強制積立の制、元手の制という一連の処遇法を備えているのである。このような処遇法を持つのは、刑罰の最終目的を犯罪人の社会復帰に置いていたからにほかならない。⁽⁵⁴⁾したがって、その処遇には収容者を改善するための教育的な配慮も見受けられる。たとえば、徒刑判決の後に定小屋と称する拘禁施設に収容する際、「向後慎之儀」を申し渡している。⁽⁵⁵⁾片や、こうした改善のための配慮に背いて定小屋を逃走した場合、逮捕のち即座に「刎首」という死刑に処す。⁽⁵⁶⁾構外作業の出先からの逃走も同様である。その処刑は、定小屋の敷地内においておこない、見せしめのために徒刑囚全員に見物させるのである。⁽⁵⁷⁾徒刑を採用した宝暦五年から同十四年までの十年間に五人の逃走囚が処刑されている。⁽⁵⁸⁾

幕府人足寄場にしてもあるいは熊本藩徒刑にしても、——無罪の無宿と犯罪人という違いはあるものの——その目的とするところは収容者を教化改善して社会復帰させようとするにある。したがって、この目的を実現するために採用した諸施策に共通する点が多く見られるのは、不思議なことではない。⁽⁵⁹⁾すでに見たように、熊本藩徒刑にみられる右の施策は、人足寄場においてもすべて採用されている。松平定信は、熊本藩徒刑に示唆を得て、人足寄場の根本精神と基本的施策については確たる考えを持っており、それらを実地に移すための具体策を長谷川平蔵に諮問したのであり、平蔵はこれによく応答し尽力したというべきであろう。これが、寄場創設をめぐる老中定信と火付盗賊改役平蔵との関係であろう。⁽⁶⁰⁾

山田孫左衛門は平蔵お気に入りの手業掛である。一方の孫左衛門は平蔵を表記するに、敬愛の念を込めて「長谷

川平蔵殿」としている。本稿は、その孫左衛門が書き残した寄場記事を通じ、創設期寄場の一端を垣間見ただけであり、また、その垣間見た事柄がその後どのような変遷をたどったか、管見をもって眺めたにすぎない。諸賢の御批正を賜らば幸いである。

〔註〕

- (1) 人足寄場設置の経緯は、平松義郎氏の「人足寄場の成立」(一)(二)(三) 未完(名古屋大学『法政論集』三三・三四・三五号、昭和四十・四十一年)に「寄場起立」(神宮文庫蔵)を用いて詳述されておりきわめて有益である。ただ残念なことに、その論述が「参 寄場施設の構築」で終わっていて、長谷川平蔵が運営した寄場創設期の実態の全般にまでは筆が進まなかった。しかしその後、同氏は「人足寄場の成立と変遷」(人足寄場顕彰会編『人足寄場史―我が国自由刑・保安処分源流―』所収、昭和四十九年、創文社)ならびに「人足寄場起立考」(滋賀秀三・平松義郎編『石井良助先生還暦祝賀法制史論集』昭和五十一年、創文社)を発表され、おもに「寄場起立」に依拠して平蔵時代の寄場について論じ、前稿の不足を補っておられる(同書一〇四―一〇五頁)。この小稿は平松氏をはじめとする先学の研究をなぞることもあるが、山田孫左衛門の書き残した寄場記事を通じて、創設期寄場の実情をいくらかでも明らかにできれば幸いである。
- (2) 「越中守殿御渡被成候御書付」(神宮文庫蔵「寄場起立」、『東京市史稿』産業篇第三十三、八〇七―八〇九頁所引、平成元年、東京都編纂発行)。
- (3) 「人足寄場出役番人勤方之儀奉伺候書付」(神宮文庫蔵「寄場起立」、『東京市史稿』産業篇第三十三、八一三―八一四頁所引)。
- (4) 口田家蔵「口田平五郎由緒書」。
- (5) 長谷川平蔵が寄場取扱を退いた後、村田鉄太郎が初代寄場奉行に就くが、寛政四年七月、村田は平蔵支配の時と同様、寄場下役の十手携帯の許可をもとめ、諒承されている(高塩博・神崎直美「矯正研修所所蔵「寄場起立御書付其外共」―解題と翻刻―」『國學院大學日本文化研究所紀要』七七輯一六〇・一七六頁、平成八年)。
- (6) 国立公文書館内閣文庫蔵「小役人帳」(瀧川政次郎『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』一八九―一九〇頁所引、昭和五十年、朝日新聞社、中公文庫版は二〇七―二〇八頁)。

- (7) 「寛政録」寛政四年九月四日条（『東京市史稿』市街篇第三二、一七八頁所引、大正三年）。
- (8) 山田桂翁「宝暦現来集」「続日本随筆大成」別巻、近世風俗見聞集六、一二四頁、昭和五十七年、吉川弘文館。
- (9) 水野為長「よしの冊子」「随筆百花苑」第九卷（安藤菊二氏解題）所収三八九頁、昭和五十六年、中央公論社。
- (10) 『国書総目録』（第七卷二九六頁）によると、「宝暦現来集」は国会図書館のほかには、岩瀬文庫に一冊からなる写本が所蔵されるのみであるという。
- (11) 後掲する「宝暦現来集」巻之四佃島人足寄場之事に山田孫左衛門が登場するが、国立国会図書館蔵の写本においては、上欄餘白に「此山田ハ当人ナラン」という朱筆の注記が存する。注記の主は不明であるが、正鶴を射た指摘である。
- (12) 『続日本随筆大成』別巻、近世風俗見聞集六、一一五～一二六頁、昭和五十七年、吉川弘文館。
- (13) 『丸山忠綱遺稿―加役方人足寄場について―』一九・二〇・三四頁、昭和五十六年、丸山忠綱先生追悼集刊行会編刊、初発表は昭和三十三年、瀧川政次郎『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』一二六頁、中公文庫版は一三九頁。
- (14) 長谷川平蔵は寛政二年三月、これから採用すべき見張番人に二人扶持の扶持方と「御役金」を「壹ヶ年金三両」を支給することを求めている（『寄場起立』『東京市史稿』産業篇第三十三、七九五～七九六頁）。寛政五年八月に寄場下役に採用された高橋安兵衛は、七十七歳の文政四年（一八二一）二月に致仕したが、その折の扶持方は二十俵一人扶持で「御手当金三両」が支給されている（『見合物勤仕留』辻敬助『日本近世行刑史稿』上、八三七頁所引、昭和十八年、刑務協会編刊）。したがって、平蔵の申請した年三両の役職手当が認められ、その後も引き続いて支給されていたとみられる。
- (15) 高塩博・神崎直美「矯正研修所所蔵「寄場起立御書付其外共」―解題と翻刻―」前掲誌七七輯一六九頁。
- (16) 瀧川政次郎『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』一八二頁、中公文庫版は二〇二頁。
寛政二年五月八日、松平定信は向坂勘右衛門、藤本徳三郎という御徒の二人に「加役方人足寄場出役」を命じ、扶持方を五人扶持と定めた。長谷川平蔵は翌日、兩人を受け取っている（『寄場起立』『東京市史稿』産業篇第三十三、八二八・八三二・八三六頁）。御徒の寄場出役は元締役の前身というべきであろうか。記して後考を俟つ。
- (17) 辻敬助『日本近世行刑史稿』上、八三一～八三二頁。
- (18) 『丸山忠綱遺稿―加役方人足寄場について―』二二頁。なお、高塩博・神崎直美「旧幕府引継書「市中取締類集（人足寄場之部）」―解題と翻刻―」（『國學院大學日本文化研究所紀要』七八輯一四二頁、平成八年）および高塩博・神崎直美「旧幕府引継書

「天保撰要類集（人足寄場之部）」―解題と翻刻―」（國學院大學日本文化研究所紀要）八三輯四〇二頁、平成十一年）参照。

(19) 創設期の寄場人足の収容数は、寛政二年四月一日に二百七人、同月二十一日に二百六十九人、翌五月二日に三百九十人と増え続けている（「寄場起立」『東京市史稿』産業篇第三十三、八〇三・八二一・八二五頁）。村田鉄太郎が初代寄場奉行を勤めた寛政五年の平均収容者数は百三十二人である（『丸山忠綱遺稿―加役方人足寄場について―』二二頁）。一方、松平定信はその著「宇下人言」において「つねに二百人計りなり」と回想している（「宇下人言・修行録」一一八頁、昭和十七年、岩波文庫）。

(20) 「寄場起立」『東京市史稿』産業篇第三十三、八三三・八三四頁。

(21) 大田南畝「一話一言」『日本随筆大成』別巻五、二五四～二五五頁、昭和五十三年、吉川弘文館。「加役人足寄場絵図」は、「施設が極めてよく整っている点、恐らく同（寛政三年か四年のものではあるまいか）」という（平松義郎「人足寄場の成立」

(三)『法政論集』三五号五四頁。

(22) 杉靖三郎校編『杉田玄白日記―鵠齋日記―』一五〇頁、昭和五十六年、青史社。

(23) 喜田有順「親子草」『新燕石十種』第一卷五二頁、昭和五十五年、中央公論社。この記事は平松義郎氏もまたこれを紹介しておられる（「人足寄場起立考」『石井良助先生還暦祝賀法制史論集』一〇九頁）。

(24) 「寄場起立」『東京市史稿』産業篇第三十三、八二七～八二八頁。人足寄場の紙漉については、平松義郎「人足寄場の成立と変遷」前掲書一〇九頁も参照されたい。

(25) 水野為長「よしの冊子」『随筆百花苑』第九卷一四九頁。

(26) 同右。

(27) 水野為長「よしの冊子」『随筆百花苑』第九卷二三三～二三四頁。なお、紙漉作業それ自体は寄場創設直後から採用されていたようである。それは、寛政二年二月ごろの寄場の様子を記した「公事余筆」の記事に、「紙すき等最中（マ、早カ）取懸罷在候由」と見え、また「寄場起立」の三月二十二日条に「紙漉候を見物いたし候」と見えるからである（ともに『東京市史稿』産業篇第三十三所引、七〇七・七九三頁）。

(28) 水野為長「よしの冊子」『随筆百花苑』第九卷二三三頁。

(29) 寄場人足が作業製品の納品や販売、あるいは仲間の人足達のための雑用などで、江戸市中に使いに出ることがあり、これを「外使」と称している。山田孫左衛門に対する世評は、人足の外使が寄場創設の当初より存したことを物語っている。

(30) 森山孝盛「蟹の焼藻の記」『日本随筆大成』第二期二二、二五一頁、昭和四十九年、吉川弘文館。なお、平松義郎「人足寄場起立考」『石井良助先生還暦祝賀法制史論集』一七一頁参照。

(31) 水野為長「よしの冊子」『随筆百花苑』第九卷一六七・二一六頁。本多忠籌は寛政二年（一七九〇）六月十三日に屋敷替えがあつて、龍口の牧野備前守上げ屋敷を藩邸することになったから（『東京市史稿』市街篇第三十、七六二頁）、その修復に寄場人足を用いたのであろう。寄場人足を使役した様子は、「縮地千里」（国立公文書館内閣文庫蔵）にも次のように伝えている（『東京市史稿』産業篇第三十三、七一八頁所引）。

彼の寄場人足之内、左官大工等職分致候ものハ本公（引用者註、本多忠籌のこと）屋敷えも被招呼、職分為致、毎日無宿島より四五人ツ、も参り候由、若途中にて逃げ候てハ長谷川氏不念ニ成候とて組同心壱人ツ、差添、屋敷迄島より之送り迎為致候由、尤木めん柿色水玉の染出し半てん、同じ股引、柿色三尺手拭之腰帶、同染之手拭ほうかふりニて往来いたし、同心は何之事もなく女芸者之送り迎ひのことし、

松平定信は、人足寄場開設にさきだち、無宿を百姓に仕立てる試みをおこなっているが、本多忠籌もこれに同調して無宿三人をもらい受け、陸奥国泉藩に送っている（高塩博「熊本藩徒刑と幕府人足寄場の創始」小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』一二九四頁、平成八年、創文社）。寛政改革をめぐる松平定信と本多忠籌との関係については、高沢憲一「松平定信政権と寛政改革」第二章（平成二十年、清文堂出版）参照。

(32) 国会図書館蔵「后赦録（人足寄場之部）」（架号八一三一四）。

(33) 浜田義一郎『大田南畝』（人物叢書一〇二）二五八頁、昭和三十八年、吉川弘文館。

(34) 瀧川政次郎『長谷川平蔵―その生涯と人足寄場―』一六二頁、中公文庫版は一七七頁。

(35) しかしながら、紙漉はその後いつの日か、勘定奉行所からの反古が供給されなくなったために中絶した。勘定奉行石川主水正忠房と松浦伊勢守忠は連名で、寄場では紙漉作業を今日でも出来るか否かについて照会した。文政四年（一二二二）、同五年、同六年のいずれかの四月のことである。この照会に対する寄場の回答は、手業は一種類でも多いのが望ましいので、反古さえ提供してもらえれば、紙漉を再開したいというものであった（高塩博・神崎直美「矯正研修所所蔵「寄場起立御書付其外共」―解題と翻刻―」前掲誌七七輯一七〇頁、平成八年）。紙漉の手業がこれを契機に再開されたかどうかは、未詳である。

(36) 無宿を人足寄場に收容するに際して、收容期間をあらかじめ定めることはなかった（高塩博「幕府人足寄場の收容者について

「武家奉公人と有宿」『栃木史学』一三三号一三頁、平成二十一年参照。

(37) 司法省蔵版・法制史学会編『徳川禁令考』後集第一、五九頁、昭和三十四年、創文社。

(38) 「寄場起立」『東京市史稿』産業篇第三十三、八三九頁。

(39) 「寄場起立」『東京市史稿』産業篇第三十三、八四四頁。しかしながら、天保十三年（一八四二）に寄場奉行尾島三十郎が町奉行鳥居甲斐守（耀蔵）に返答した書面によると、天保五年（一八三四）と同十二年（一八四一）の火災によって寄場書類が焼失したため、釈放者に店を持たせた事例は、寛政五年（一七九三）の肥後無宿玄碩、文化十三年（一八一六）の深川無宿浄玄、文政元年（一八一八）の丹後無宿佐兵衛の三例を確認できるにすぎないという。なお、翌天保十四年（一八四三）正月、職業をもたない釈放者に対し、寄場生産の油を卸してこれを販売させることによって生計を営ませる方策を採用した（高塩博・神崎直美「旧幕府引継書」市中取締類集（人足寄場之部）―解題と翻刻―『國學院大學日本文化研究所紀要』七八輯一三三・一三四頁、平成八年）。

付言するに、肥後無宿玄碩に医業を営ませるための店を持たせた記事は、「寄場人足旧記留」にもこれを掲載する（高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」―解題と翻刻―」『國學院大學日本文化研究所紀要』七六輯一六八頁、平成七年）。

(40) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」―解題と翻刻―」前掲誌七六輯一六四頁。なお、辻敬助『日本近世行刑史稿』上、九五七〜九五八頁、および『丸山忠綱遺稿―加役方人足寄場について―』二五頁参照。

(41) 高塩博・神崎直美「旧幕府引継書」市中取締類集（人足寄場之部）―解題と翻刻―前掲誌七八輯一五五頁。なお、辻敬助『日本近世行刑史稿』上、九四六〜九五〇頁参照。

(42) 内閣記録局編『法規分類大全』治罪門（二）、四八頁、明治二十四年（昭和五十五年原書房復刻版）。

(43) 「寄場起立」『東京市史稿』産業篇第三十三、七八九・八三九・八四二頁。なお、平松義郎「人足寄場の成立と変遷」『人足寄場史―我が国自由刑・保安処分の源流―』一一〇頁、「人足寄場起立考」『石井良助先生還暦祝賀法制史論集』参照。

(44) 『徳川禁令考』後集第一、六二頁。

(45) 『徳川禁令考』後集第一、六二頁。

(46) 『徳川禁令考』後集第一、六五頁。

(47) 寛政十年二月晦日の日付をもつ「寄場御仕置之儀ニ付御尋之趣申上候書付」『徳川禁令考』後集第一、二五頁。

- (48) 『徳川禁令考』後集第一、六〇頁。
- (49) 『徳川禁令考』後集第一、六六頁。上記は寄場外からの二度目の逃走に対する処罰を「入墨敲」とするが、「御書付類」八十五「榮蔭秘鑑」貞の「寄場御仕置」にしたがって、「入墨重敲」とした（『徳川禁令考』別巻二三〇頁）。
- (50) 前述したように、寄場を逃走した無宿の新蔵は、自首して出たことにより「手鎖申付、如元人足寄場え差遣」という判決を受けた（「后赦録」人足寄場之部）。これは寛政十二年八月九日の判決であるから、同年四月二十四日制定の「寄場仕置書」第二条但書「後悔致し立帰候ハ、三十日手鎖」を適用したものである。
- (51) 『徳川禁令考』後集第一、六一頁。
- (52) 違反者に対する措置については、辻敬助『日本近世行刑史稿』上、九二五―九五三頁、「丸山忠綱遺稿―加役方人足寄場について―」五四―六五頁にも詳述されている。
- (53) 幕府人足寄場と熊本藩徒刑との関係については、拙稿「熊本藩徒刑と幕府人足寄場の創始」（小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』所収解説）、「人足寄場の創設と熊本藩の徒刑制度」（『江戸時代の法とその周縁―吉宗と重賢と定信と―』平成十六年、汲古書院、初発表は平成十四年）を参照されたい。
- (54) 高塩博「熊本藩に誕生した近代制自由刑」『江戸時代の法とその周縁―吉宗と重賢と定信と―』初発表は平成八年。
- (55) 「向後慎之儀」は、刑罰執行手続きなどの規定集ともいえるべき「御刑法方定式」に、次のように見えている（小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』九五五頁）。
- 一 徒刑ニ被仰付候者ハ、御昇頭ハ申渡済候上、早速眉を剃、或入墨いたし、御刑法相済揃置、畢て向後慎之儀御昇頭ハ申渡、左候て廻役えは御飛脚番小頭ハ引渡候事、
- 「付札」「徒刑之者慎之儀、本行之通御昇小頭ハ申渡来候処、御昇頭ハ一同ニ被申渡候様、安永元年十二月ハ極候事、
- 但、徒刑被仰付者人数多時ハ、先一人ハ罪状之趣被申渡答候事、
- なお、「向後慎之儀」の文面は確認していない。ご教示を乞う次第である。
- (56) 定小屋から逃走した徒刑囚を死刑に処すことは、宝暦十一年施行の「刑法草書」雑犯第八条に「一 徒刑之者、定小屋を逃出候ハ、刎首即決」と定める規定にもとづく（『熊本藩法制史料集』四〇四頁）。
- (57) 逃走の徒刑囚を刎首即決に処す際、見懲として徒刑囚に見物させることは、「肥後経済録」（旧熊本藩士大村庄助著、明和四・

五年ごろの成立)に左のように記されている(『熊本藩法制史料集』一一八七頁)。

もし欠落仕候ものは早速召捕、除日之外は即日刎首ニ仕候、(中略)刎首之場は牢屋ハ前ニ常に土壇を拵置、誅罰申付られ候節ハ、牢者残らず出し取扱いたさせ候、然れとも、殊之外恐れ候ものニは強ていたさせ不申、穢多とも替りニいたし申候ニ付、何れも其廻りニ居見物仕候、

右に「牢屋」というのは、定小屋のことである。定小屋の見取図は、寛政十年(一七八八)と文政二年(一八一九)の二図が知られており、いずれの図にも逃走の徒刑囚を刎首に処す場所が描かれている(『熊本藩法制史料集』一二二・一二二頁)。

(58) 「死刑一卷帳書抜」『熊本藩法制史料集』九八二〜九九三頁。

なお、小林宏氏によると、「向後慎之儀」ならびに定小屋からの逃走者を死刑とすることは、その淵源を『周礼』に求めることができるという(『熊本藩と『大明律例譯義』』『日本における立法と法解釈の史的研究』二二四頁、平成二十一年、汲古書院、初発表は平成元年)。

(59) 幕府人足寄場では無宿を收容するにあたって、「寄場人足共へ申渡書」ならびに「寄場御仕置書」を読み聞かせている。石井良助氏は、この点に着目して次のように述べておられる(『日本刑罰史における人足寄場の地位』『日本刑事法史』法制史論集第一〇巻一八五頁、昭和六十一年、創文社、初発表は昭和四十九年)。

江戸幕府は人民に対して、犯罪に対する刑罰を秘密にする建前をとっているのであるから、寄場人足に対して入場のときに、寄場内での悪事に対する刑罰を公開したことは特別の処置といわなければならない。(中略)寄場で「刑名を頭」す掟書を作つて人足共に示したことはきわめて違例なのであり、(中略)これによつても、人足寄場というものが、幕府のそれまでになつて新しい姿勢を示すものであつたことが知られる。

「寄場人足共へ申渡書」ならびに「寄場御仕置書」の読み聞かせは、「幕府のそれまでになつて新しい姿勢を示す」「特別の処置」であるというが、この処置は熊本藩の徒刑制度における「向後慎之儀」に示唆を得た可能性が少なくないであろう。

なお、幕府人足寄場は、人足收容時における「申渡書」「仕置書」の読み聞かせを幕末に至つても依然としてこれを実施している。このことは、嘉永二年(一八四九)二月の「与力同心務方書上帳」に、「同所(人足寄場)え人足新入之もの有之候節、同所元役并見廻与力・御小人目付、私共一同立合御条目為読聞候」と見えることから判明する。ここに「私共」とあるのは、「人足寄場定掛り」をつとめる南北町奉行所の同心である(『原胤昭旧蔵資料調査報告書(1)——江戸町奉行所与力・同心関係史料——』

一五九頁、平成二十年、千代田区教育委員会編集発行）。

（60） 人足寄場の創設にあたり、独創的な方策を長谷川平蔵が数々考案したように考えられているが、この点については改めて検証する必要がある。